

# 町外通勤者助成金の 上半期分の交付申請を 受け付けします

本制度は、町内に居住し町外の職場へ通勤する若者に月額7千円分の豊頃町商品券を支給する制度です。

### 申請に必要な書類

- ① 町外通勤者助成金交付申請書
- ② 雇用証明書（任意様式）
- ③ 町税等納入状況調査承諾書
- ④ 町外通勤者勤務状況証明書

※①、③、④は、町企画課備え付けの様式を使用してください。

※④は、通勤実績で証明してください。（「通勤見込み」では不可。特に9月分の通勤実績については、証明日との整合性にご注意ください）

※平成29年度下半期申請の方で、勤務先に変更がない場合には、②の提出は必要ありません。

### 申請書類の提出先

申請に必要な書類は、町企画課町づくり推進係（担当：按田・加藤）へ直接または電話で請求のうえ提出してください。

### 申請期限

上半期分：平成30年9月15日～平成30年9月末

### 対象要件

- ① 本町に居住している方
- ② 昭和53年4月2日～平成12年4月1日生まれの方
- ③ 町外通勤日数が**15日以上**の月が3か月以上ある方
- ④ 通勤者および同居家族が町税その他町に対する債務を滞納していない方
- ⑤ 高等学校、専門学校、大学等に在籍していない方

### 助成基準日

助成を受けようとする方は9月15日（上半期）、3月15日（下半期）に対象要件を満たしていること。

### 助成金額

月額7千円分の豊頃町商品券を支給します。通勤実績に応じて支給月数が変わります。

問合せ先 **役場企画課町づくり推進係 ☎ (574) 2216**  
<http://www.toyokoro.jp/docs/2013030400045/>

町内に居住し町外へ通勤する若者（18歳以上40歳以下の方）に月額7千円分の豊頃町商品券を支給します。

**助成金交付申請の上半期（平成30年4月～平成30年9月）分は、9月末日まで**となっておりますので、次の要件をご確認のうえ、手続き願います。

# 至誠・勤労・分度・推譲

## 報徳の道は 至誠と実行にあり



朝は朝星、夜は夜星をいただきつつ、農家の人々は田んぼ仕事、畑仕事に精を出し、その苦勞の末、豊かな収穫へと繋がります。暑い日も、疲れて身体が重いときも自ら心にムチを打って農作業を怠りません。こうした努力によって私たちの食生活は支えられ、生活が維持できるのです。努力を怠れば育つはずの米も育たず、田んぼであった土地もすぐに雑草がこれを覆い荒地となります。そして、この努力は農業に限ったことではありません。勉強やスポーツ、あらゆる文化活動

今やAIを使ったロボットや空を飛ぶ自動車が開発され、ドローンで物を運ぶ時代となりつつあります。社会制度や科学技術がいくら発達しようとも、これを使って世の中を動かす人間の考え方がいかによっては、平和になることもあれば、紛争が絶えないこともあります。人間の心の開拓によってのみ世の中が良くなり、真に豊かな世界が実現できると尊徳は教えてくれています。「心田開発」私たちが日々、我が心の田を開拓すべく努力していきたいものです。

# 心田開発 人々の心を耕す

動、体育活動も含めて、自らがコツコツと努力することによってのみ成長があり、成功があるのです。私たちは様々な誘惑と戦いながら生きており、この誘惑に打ち勝ってはじめて物事を達成できます。二宮尊徳夜話の「克己復礼」に「己に克は我が心の田畑に生ずる草をけずり捨て、とり捨て、我が心の米麦を繁茂さする勤なり」とあります。「我が心の田畑に生ずる草をけずり捨て、とり捨て、我が心の米麦を繁茂さする」という力強い表現、自分自身の心に米を実らせるか、あるいはそこが荒地と化すか、自分自身の心の問題です。この道歌、そして「夜話」の力強い表現から勇気をいただけます。

（尊徳道歌集）

（尊徳夜話）

それわが道は、  
人々の荒蕪を開くを本意とす

# 『報徳のおしえ』への取り組み



▽「報徳のおしえ」とともに  
広報とよころ

議会だより

役場だより

## 豊頃町小中合同 クリーン作戦

6月14日に豊頃町学校教育振興会の事業で天津前浜で豊頃町小中合同クリーン作戦が行われました。当日は青空のもと、小中児童生徒、約200名が集まり、天津前浜を美しい浜にしようと、トラック1台分のごみを集めました。学校教育振興会長の渡會校長（豊頃中「おしえ」に勤労という言葉があります。これはみんなのために仕事をするといいことです。これからは汚さないようにしましょう。」と挨拶。児童生徒の清々しい笑顔がたくさん見られた活動でした。子ども報徳訓には、真心を持ち明るく（至誠）進んで働き努力し（勤労）よく考え決まりを守り（分度）ゆずり合い助け合う（推譲）人になりますとあり、まさしく「報徳の道は至誠と実行にあり」の実践の一日でした。



# 法テラス 無料法律相談会

予約電話番号  
法テラス釧路 050-3383-5567  
平日10:00～16:00  
ふらっと 0155-20-7366  
平日8:45～17:30  
とかち生活あんしんセンター 0155-66-7112  
平日9:00～18:00

借金の問題、家庭の問題、職場の問題など、弁護士・司法書士による無料の法律相談をご利用いただけます。また、今年は生活や仕事などの身近な相談について、「ふらっと」「とかち生活あんしんセンター」の相談支援員の相談もご利用いただけます。

開催日	平成30年8月7日（火）13:00～15:30
開催場所	帯広市役所3階大会議室
相談時間	法律相談は1件30分程度。生活・仕事相談は状況に応じて。
予約期間	平成30年7月23日（月）～8月3日（金）
申込方法	法律相談は「法テラス釧路」まで。生活・仕事相談は「とかち生活あんしんセンター（帯広市以外在住者）」または「ふらっと（帯広市在住者）」までご予約ください。 ※法律相談は完全予約制（先着15名）・生活仕事相談は予約優先となっております。

【共催】  
帯広市 釧路弁護士会 釧路司法書士会 帯広市自立相談支援センター「ふらっと」 自立相談支援事業所「とかち生活あんしんセンター」

問合せ先 **教育課社会教育係 ☎ (579) 5801**